

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第四十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、平成十四年三月二十五日第三十三号で指定をした道路を次のとおり取り消した。

令和七年九月二十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 国 分 政 勝

第一〇二号		取消番号
建築基準法第四十二条第一項第四号		指定の取消しに係る道路の種類
令和七年六月二十日		指定の取消しの年月日
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百五十九番一地从先から埼玉県鶴ヶ島市大字下新田字水堀百六十番一地先まで		指定の取消しに係る道路の位置
九・二〇		指定の取消しに係る道路の延長 (単位メートル)
六・〇		指定の取消しに係る道路の幅員 (単位メートル)